

## 仙北市工事等入札要領

### (入札の基本的事項)

- 1 入札参加者は、地方自治法、建設業法、仙北市財務規則その他関係法令及び設計書、仕様書、図面その他契約に必要な条件を承諾のうえ入札してください。

### (入札の参加及び辞退)

- 2 入札参加者は、入札時刻の30分前に指定した場所に集まるように努めてください。入札時刻に遅れたり、連絡がない場合は、棄権とみなしますから時刻を厳守してください。入札を辞退する場合は、辞退届けを入札執行時刻の30分前までに入札執行課に提出してください。なお、辞退届けを提出して入札を辞退した場合においても、これを理由として以後の指名等について何ら不利益な取扱いを受けることはありません。

### (公正な入札の確保)

- 3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為を行ってはなりません。

### (入札の方法)

- 4 入札参加者は、入札書(A4判)を作成し、封筒に入れずに入札箱に投函してください。ただし、代理人により入札するときは、入札開始前に委任状を提出してください。なお、予定価格を事前公表している工事等の入札については、入札書提出時に見積内訳明細書も一緒に提出してください。

### (消費税及び地方消費税に伴う入札金額の記入方法)

- 5 入札書には、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(課税事業者、免税事業者を問わず。)を記入すること。なお、契約金額は、入札書に記入された金額に100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とします。

### (入札書の金額の数字及び記載事項の訂正)

- 6 入札書に記入する数字は、アラビア数字を用い、数字の前には¥(円記号)を記入してください。

【例】¥ 123,000-

なお、記載事項を訂正するときは、誤字に2線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記し、押印してください。ただし、金額の訂正は認められません。

### (入札書の引き替え等の禁止)

- 7 提出された入札書は、引き替え又は変更若しくは取消しをすることはできません。

### (入札の中止等)

- 8 次の各号の一に該当する場合は、入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがあります。
  - (1) 入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために協定した者があると認めたとき。
  - (2) 指名競争入札において、一回目の入札の参加者が一名であるとき。
  - (3) その他市長が必要と認めるとき。

### (入札の無効)

- 9 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。
  - (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
  - (2) 入札保証金を納付させる場合、入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
  - (3) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
  - (4) 同一の入札について、2人以上の入札者の代理人となった者のした入札
  - (5) 同一の入札について他の入札参加者の代理人となった者のした入札
  - (6) 談合その他不正の行為によって行なわれたと認められる入札
  - (7) 入札書の記名押印のない入札若しくは金額その他記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で確認出来ない入札又は金額を訂正した入札
  - (8) 委任状を持参しない代理人のした入札
  - (9) 予定価格を事前公表している工事等の入札において、見積内訳明細書を提出しなかった者のした入札
  - (10) 予定価格を事前公表している工事等の入札において、公表した当該予定価格を上回る金額の入札をした者の入札
  - (11) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

(落札者の決定)

- 1 0 予定価格の制限の範囲内で、最低の入札をもって入札した者を落札者とします。ただし、低入札価格調査制度を適用しているものについては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の当該入札に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

- 1 1 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。この場合において、当該入札者はくじを辞退することはできません。

(再度の入札)

- 1 2 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を行います。(ただし、予定価格を事前公表している入札を除く)。

(入札回数)

- 1 3 入札回数は、2回を限度とします(ただし、予定価格を事前公表している入札の回数は、1回とする)。なお、最終入札の結果、最低価格と予定価格との間に相当の差があり、入札執行者が、随意契約が不適当と判断したときは、指名替えを行う場合があります。

(再度の入札に参加できない者)

- 1 4 第9項第1号から6号までの規定により無効とされた入札をした者は、再度の入札に参加することはできません。

(契約書の提出)

- 1 5 落札者は、落札の申し渡しを受けたときは、その日から5日以内に契約書に記名押印のうえ提出してください。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合には、その期限を延長することがあります。

(落札の無効)

- 1 6 落札者が、前項の期間内に記名押印した契約書を市長に提出しないときは、その落札は無効とします。

(契約の保証)

- 1 7 落札者は、契約書の提出と同時に請負代金額の10分の1(低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあっては、10分の3)以上の金額を保証する次に掲げる契約の保証の一(役務的保証にあっては、請負代金額の10分の3以上の金額を保証する公共工事履行保証証券による保証)を付さなければならない。ただし、あらかじめ契約担当者が契約保証金を必要としない旨を明示した場合は、この限りでない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
- (3) 銀行等又は保証事業会社の保証
- (4) 公共工事履行保証証券による保証
- (5) 履行保証保険契約の締結

(異議の申し立て)

- 1 8 入札者は、入札後この要領その他の入札の不知又はその条件の内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

問 い 合 わ せ 先	仙北市契約検査室	
	住 所	014-1298 仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30
	連絡先	TEL: 0187-43-1119 FAX: 0187-43-1300